

# 制度利用の基準

※申請には所得がわかるもの（預金通帳や年金通知書など）が必要です。

## ■対象となる方

医療費の支払いが必要で、経済的な困窮により支払いが困難な方

## ■一部負担の全額または一部免除

### 1) 減免基準

#### ①全額免除

1か月の収入が概ね生活保護基準の120%以内

#### ②一部免除

1か月の収入が概ね生活保護基準の140%以内

### 2) 減免範囲

- 保険給付の有効範囲内
- 入院：高額療養費の自己負担額を上限および食事療養費の自己負担額
- 外来：医療費の一部負担金

## ■減免期間

当該年度内とし、必要があれば、適用を更新することができます。また、期間内に収入に変更があれば、減免基準を変更することがあります。

## ■無料診療

無保険者、ホームレス、住所喪失不安定就労者、人身取引被害者、DV被害者、外国人労働者等を対象とします。



医療費でお困りの方はご相談ください

## 『無料・低額診療制度』 のご案内



### 徳島健生病院

電話 : 088 (622) 7771  
FAX : 088 (622) 8480  
Email : kenseimsw@kenkou-seikyou.com

徳島健康生活協同組合  
徳島健生病院



## 制度の対象となる方 および手続きについて

下記のような状況にある方で、医療費の支払いが困難な方は、一度ご相談ください。

### 無料・低額診療事業とは

「いのちの平等」を掲げてきた徳島健生病院は、これまでも「差額ベッド料」を徴収せずに運営してきました。これに加えて、お金のあるなしで受けられる医療が制限されることのないよう私たちは、「無料・低額診療事業」を開始しました。

この制度は、経済的な理由により、医療費の支払いが困難な方で、徳島健生病院を利用した場合に、自己負担金または一部負担金について減額や免除が出来るもので、社会福祉法に位置付けられた事業です。

地域に医療費のことでお困りの方がいらっしゃいましたら、徳島健生病院の「無料・低額診療制度」をご紹介ください。

※この制度は、生活が改善するまでの一時的な措置です。公的な制度や社会資源の活用を含め、生活改善に向けて相談を行います。

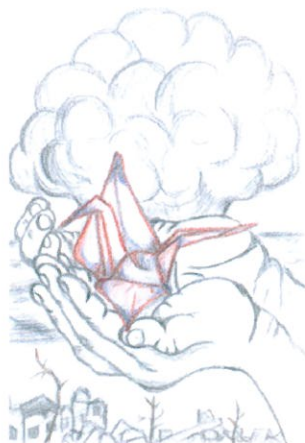


### たとえば

- 保険証をお持ちでない方
- 国民健康保険の短期保険証、資格証明書が発行され困っている方
- 病気や障害などで収入がなくなって困っている方
- リストラ失業のため一時的に収入がなくなって困っている方
- 医療費の支払いをすると生活に困難を生じる方

### 利用するには

- ① 健生病院総合受付または、医療福祉相談室にお申し出ください。
- ② 専門の医療ソーシャルワーカーが事情をお聞きします。
- ③ 基準に適合し、申請の対象になると判断された場合、必要な書類を揃えて申請します。
- ④ 病院内審査が行われます。
- ⑤ 審査結果をお知らせします。
- ⑥ 認定されると受給者証をお渡しします。
- ⑦ 受付で受給者証を提示すると、窓口負担金が減免されます。



お電話による相談もできます

相談窓口 徳島健生病院 医療福祉相談室

Tel : 088-622-7771 (代表) E-mail : kenseimsw@kenkou-seikyou.com